

第2次伊奈町地域福祉活動計画



社会福祉法人 伊奈町社会福祉協議会

「ごあいさつ」

伊奈町社会福祉協議会では、これまで「だれもが安心して暮らせるまちづくり」の実現を目指して地域福祉事業を実施してまいりましたが、昨年町の地域福祉計画が改定されたことに伴い、本会でも新たに第2次伊奈町地域福祉活動計画を策定する運びとなりました。



伊奈町も他の多くの市町村と同様に高齢者世帯の増加、8050問題、ダブルケア、生活困窮世帯の増加、母子・父子世帯の増加、子育て支援などの諸課題に直面しております。令和2年初頭からは新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人と人が直接ふれ合う会合や食事会などの開催が難しくなり、家族間の支え合い機能の低下に加え、地域社会や身近な住民との交流の減少に拍車がかかってきている状況にあります。

しかしながら、人と人がつながりふれ合うこと、社会的孤立を防いでいくことは、人がその人らしく生きていくうえで非常に重要であります。

そこで、第2次の伊奈町地域福祉活動計画では、「だれもがつながり支え合う 伊奈」を基本理念とし、この基本理念のもとに、「ひとづくり、地域づくり、仕組みづくり、基盤づくり」の4つの基本目標を定めました。

これらの基本目標のもと、町民の皆様、そして社協の取り組みの方向性を定めさせていただき、乳幼児から高齢者まで、障がいのある人もない人も、みんなが繋がって支え合い、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるように取り組みを進めてまいります。

計画の実現には、町民の皆様のご協力がぜひとも必要です。どうか「だれもがつながり支え合う 伊奈」の実現にご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、伊奈町地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、本計画の策定にご協力をいただきました全ての方々に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月吉日

社会福祉法人 伊奈町社会福祉協議会

会 長

大島 靖

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
(1) 法的な位置づけ	3
(2) 関連計画等との関係	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	5
第2章 地域福祉をめぐる現状と課題	7
1. 地域の状況	8
(1) 人口、人口構成、世帯の状況	8
(2) 高齢者を取り巻く状況	12
(3) 障がい者を取り巻く状況	13
(4) 子どもを取り巻く状況	14
(5) 支援が必要な人の状況	15
(6) 地域の状況	16
2. 福祉に関する町民の意識	19
(1) アンケート調査結果から	19
(2) 地域懇談会*でのご意見から	22
(3) 事業交流会*でのご意見から	24
3. 福祉に関する伊奈町の課題	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念	28
2. 基本目標	28
3. 計画の体系	29
第4章 施策の推進	31
基本目標Ⅰ ひとづくり	32
活動目標1 福祉教育活動の活性化	32
活動目標2 広報・啓発活動の活性化	33
活動目標3 ボランティア活動の活性化	34
基本目標Ⅱ 地域づくり	35
活動目標1 ふれあい・交流の場との協働	35
活動目標2 関係機関・団体との協働	36
基本目標Ⅲ しくみづくり	37
活動目標1 相談体制の充実	37

活動目標2 見守り体制の充実.....	38
活動目標3 支え合う体制の充実.....	39
基本目標Ⅳ 基盤づくり	40
活動目標1 組織体制の安定と強化.....	40
活動目標2 経営基盤の安定と強化.....	40
活動目標3 職員資質の安定と強化.....	40
第5章 計画の推進	41
1. 計画の推進体制.....	42
2. 計画の進行管理・評価	42
3. 計画の主要指標.....	43
資料編	45
1. 計画策定の経過.....	46
2. 伊奈町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	47
3. 伊奈町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	48

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制

1. 計画策定の背景と趣旨

超高齢社会となって久しい我が国は、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が年々増加するとともに未婚率の上昇や晩婚化・晩産化が進み、高齢の親が引きこもり状態などの子どもの世話を続ける8050問題や介護と育児が同時期に重なるダブルケア問題など、複雑化・多様化する生活課題が深刻化しています。

また、障がい者や母子家庭に暮らす人、非正規雇用労働者など、経済的な困難に陥りやすい人々がコロナ禍で一層の苦境にさらされる一方、近年、各地でその頻度と規模を増して発生する地震や風水害などの自然災害は、地域全体に大きな苦難を引き起こしています。

社会の中核を担う生産年齢人口の減少が顕著となるなか、従来の福祉の仕組みでは十分な対応が困難な課題に、現在も進行中の新型コロナウイルスの脅威が迫る「新しい生活様式」を模索・確立しながら、私たちは向き合っていかなければなりません。

国は、こうした社会的課題を乗り越えるため、住民が様々な地域の課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えてつながることで支え合いの基盤を再構築し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる「地域共生社会」を実現することを基本的な考えとして、必要な法整備等を進めています。

また、伊奈町は、「すべての住民がつながり、支え合う、安心して暮らせる伊奈町」を基本理念とした「伊奈町第2期地域福祉計画」を令和2年3月に策定し、町民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めています。

伊奈町社会福祉協議会では、町の計画が示す方向性に沿いつつ、私たちの日常は、人と人とがつながるために欠かすことのできない「集い」を困難にする新たな感染症と背中合わせであるということを前提として、直面するこれらの課題に知恵を出して取り組み、町民が地域で安心して暮らせる「地域共生」のまちづくりを進めるため、第2次伊奈町地域福祉活動計画を策定しました。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

地域福祉活動計画とは、社会福祉法第 109 条に位置づけられた社会福祉協議会が中心となり策定される計画です。全国社会福祉協議会が平成 15 年に取りまとめた「地域福祉活動計画策定指針」では、地域福祉活動計画を「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」と定義しています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

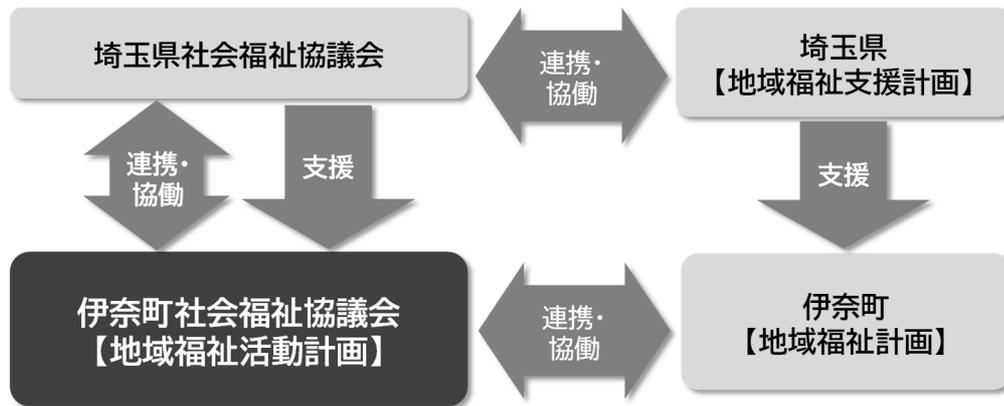
第 109 条 **市町村社会福祉協議会**は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 関連計画等との関係

伊奈町地域福祉活動計画は、社会福祉法第107条に基づき伊奈町が策定する「伊奈町地域福祉計画」と「連携・協働」の関係にあります。

また、埼玉県社会福祉協議会とは「調査研究」や「情報提供」、「研修」や「相談」、さらに「社協間の連携調整」等の事業を通じ支援を受け、また連携・協働しています。



3. 計画の期間

第2次伊奈町地域福祉活動計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、伊奈町地域福祉計画と連携・協働を図りながら施策を推進します。

なお、社会情勢等に予期しない変化等があった場合には、計画期間中であっても必要に応じ見直しを行います。

年度	令和 2年	3年	4年	5年	6年	7年
	2020	2021	2022	2023	2024	2025
伊奈町 地域福祉計画	第2期					
伊奈町社会福祉協議会 地域福祉活動計画		第2次				

4. 計画の策定体制

伊奈町地域福祉活動計画の策定にあたっては、地域住民や地域の多様な団体などの参画を得るため、「伊奈町地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画案の審議を行いました。

また、地域の生活課題や地域福祉に関する町民や福祉団体の意見などを把握して計画策定に活かすために、平成29年度から町内各地区において懇談会（地域懇談会）を行うとともに、平成30年度と令和元年度には事業交流会を実施しました。また、令和2年度には、町内の福祉関係団体に対し、計画素案に関するヒアリングを行いました。

さらに、それらのご意見を踏まえた計画案に対する意見を広く町民全体から求めるためパブリック・コメントを行いました。



第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

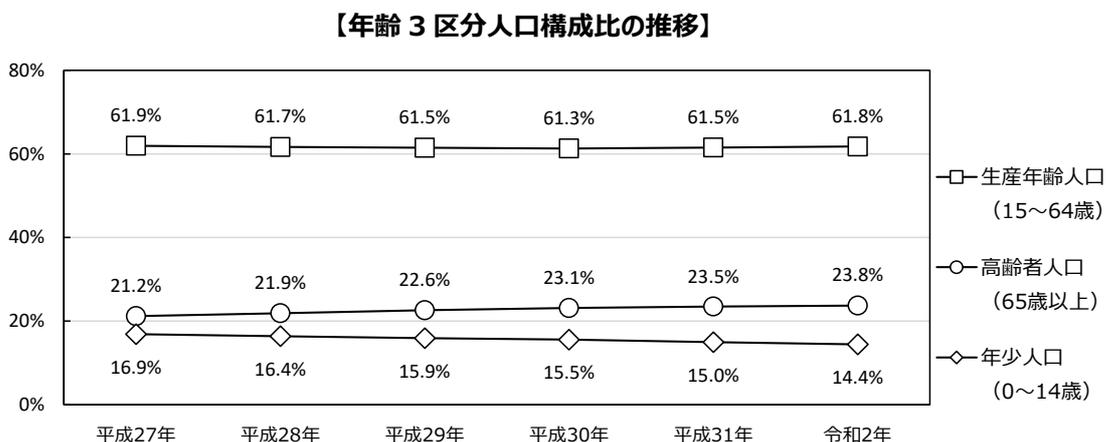
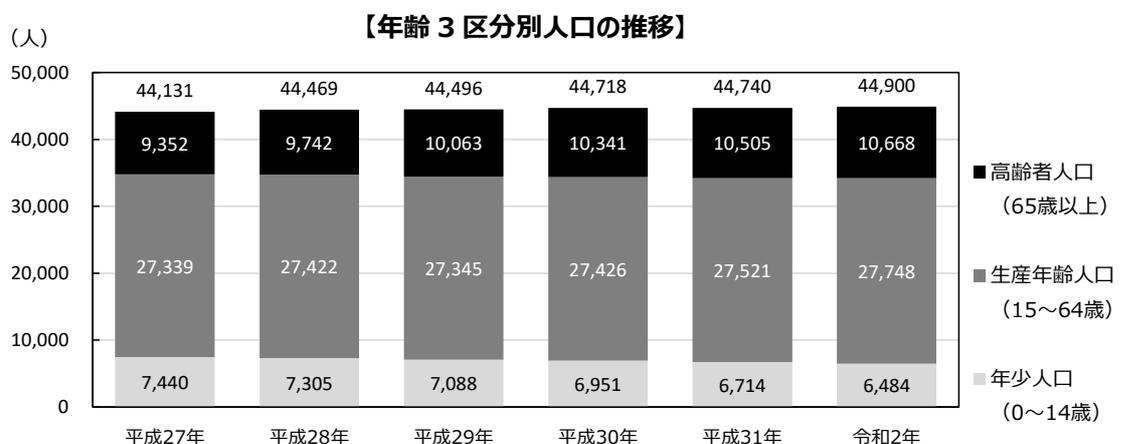
1. 地域の状況
2. 福祉に関する町民の意識
3. 福祉に関する伊奈町の課題

1. 地域の状況

(1) 人口、人口構成、世帯の状況

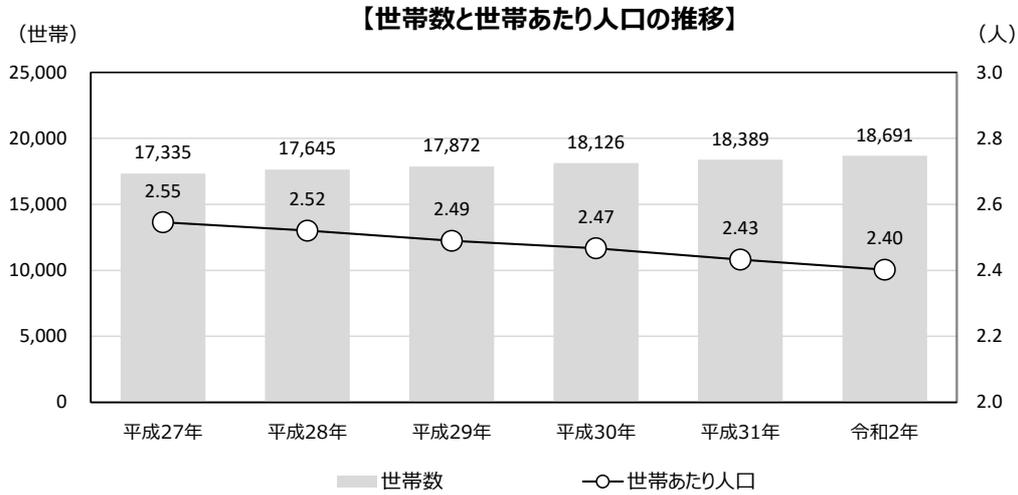
①人口・世帯数の推移

伊奈町は総人口の増加が続いています。平成27年から令和2年にかけての5年間では769人増え、令和2年の総人口は44,900人となりました。さらに年齢3区分別にみると、この間、65歳以上の高齢者人口が1,316人、15～64歳の生産年齢人口は409人それぞれ増加した一方で、0～14歳の年少人口は956人減少し、令和2年における高齢者人口の構成比（高齢化率）は23.8%と、平成27年から2.6ポイント上昇しました。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

世帯数についても増加が続いており、令和2年は18,691世帯と平成27年から1,356世帯増加しました。世帯の増加は人口の増加を上回る割合となっているため、世帯あたりの人口は年々減少し、令和2年は2.40人と平成27年から0.15人減少し、町内において単独世帯が増えている様子が伺える結果となっています。

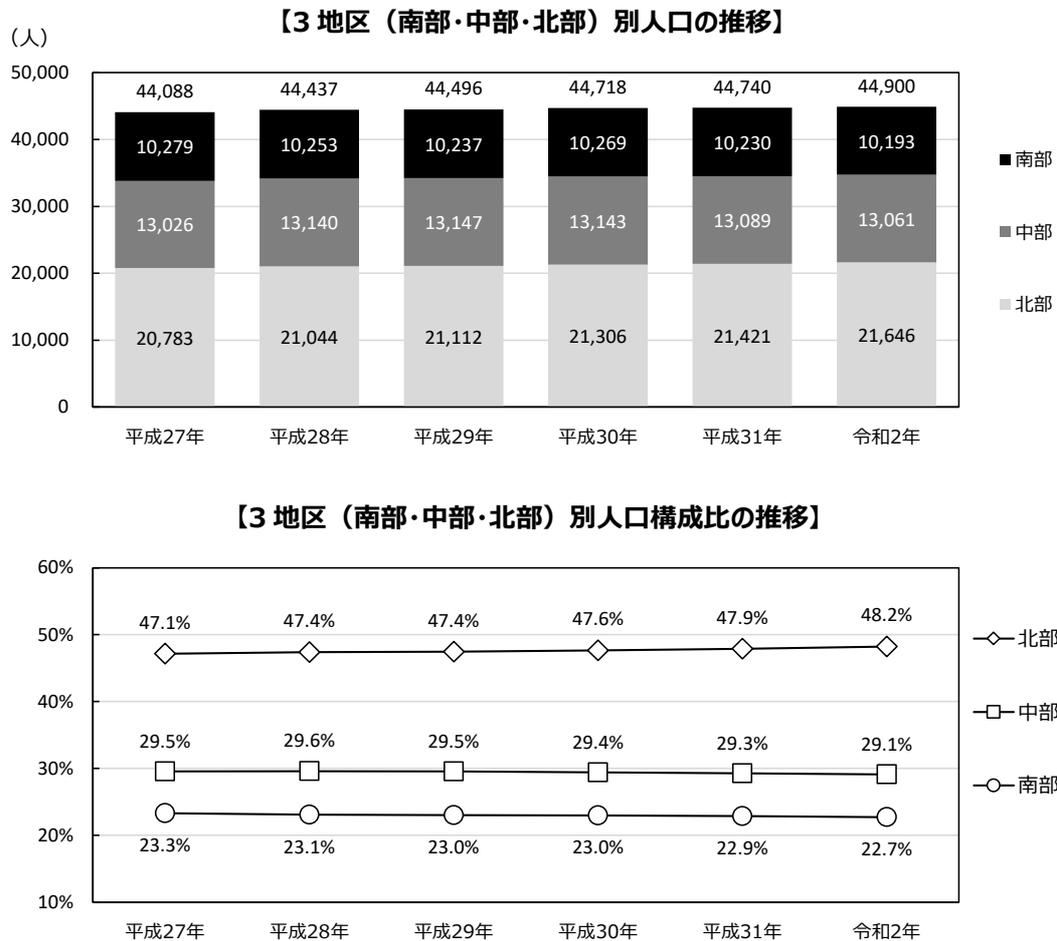


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

人口を地区別（※）にみると、令和2年において北部地区が21,646人で全体の48.2%を占めて最も多く、次いで中部地区が13,061人で29.1%、南部地区が10,193人で22.7%となっています。

平成27年からの人口の推移をみると、北部地区は徐々に増加している一方で、中部地区と南部地区は、ゆるやかな減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

（※）3地区の詳細は以下のとおりです。

北部地区：大針区・学園中央区・細田山区・羽貫区・小針新宿区・小針内宿区・光ヶ丘区

中部地区：志久区・南本区・北本区・中央区・小貝戸区・柴中荻区・若榎区・大山区

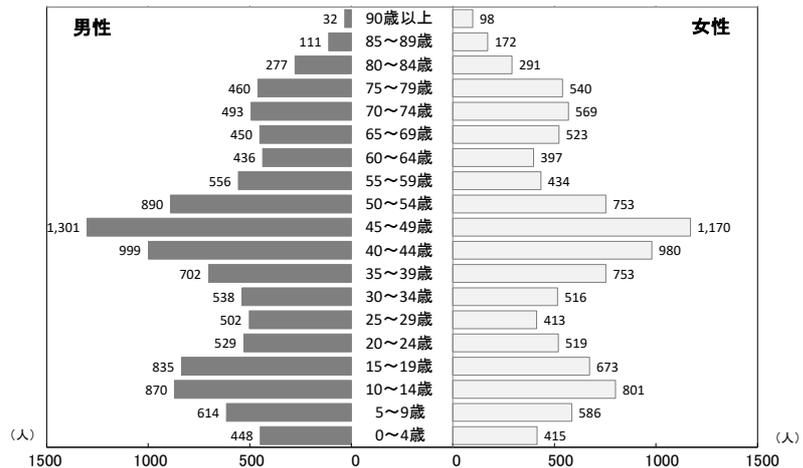
南部地区：丸山区・下郷区・綾瀬東区・綾瀬南区・綾瀬北区・栄南区・栄中央区・栄北区

②年齢階級別人口分布(人口ピラミッド)

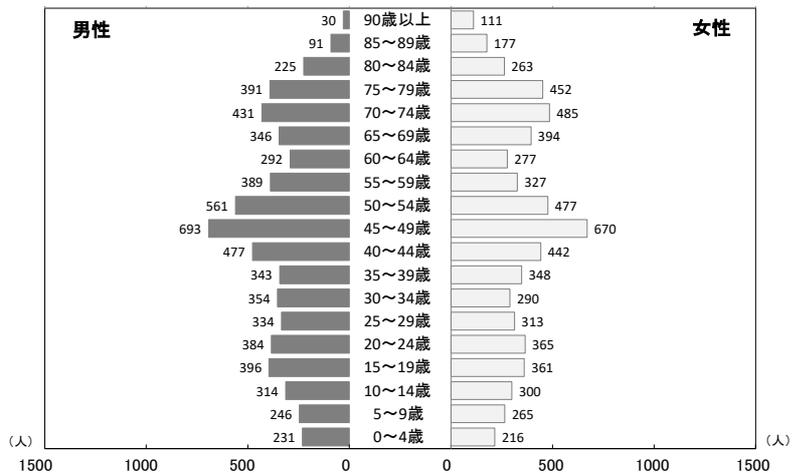
3地区別に、年齢5歳区分別の人口構成（人口ピラミッド）をみると、北部地区はいわゆる「団塊ジュニア」の世代である45～49歳の年代が突出して多く、さらにその子ども世代にあたる10～14歳の年代にもピークがみられています。

中部地区、南部地区では、70～75歳の年代（団塊の世代）の人口に占める割合が北部地区よりも大きく、高齢化率が高いことを示しています。

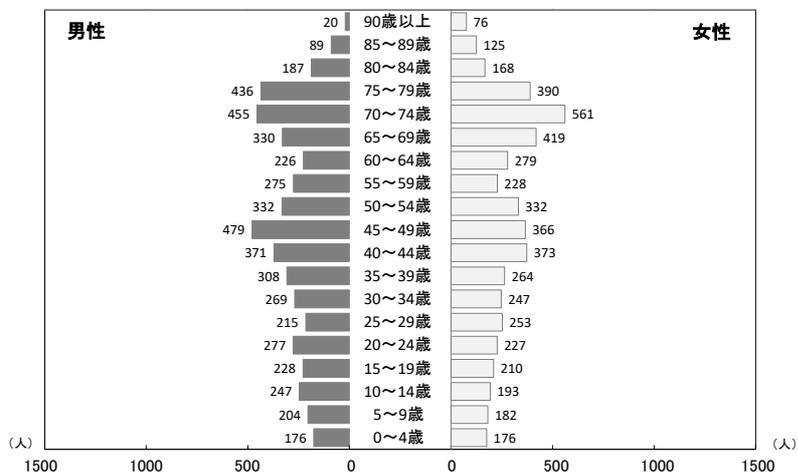
■北部地区



■中部地区



■南部地区



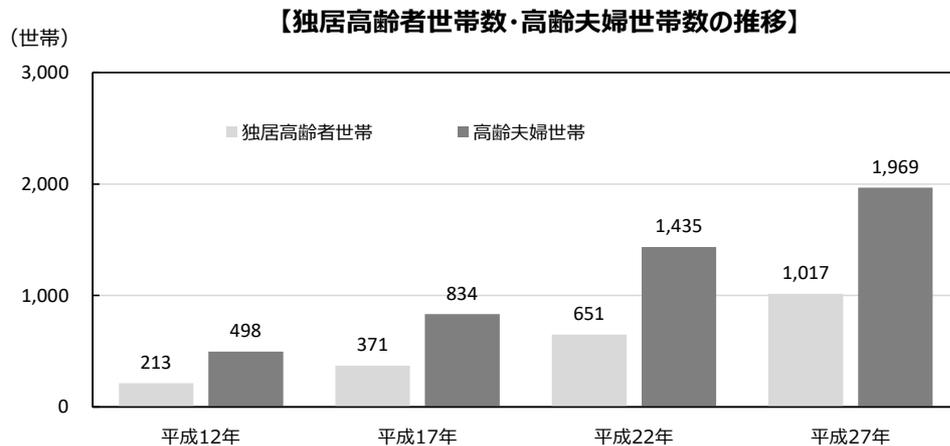
資料：住民基本台帳（令和2年4月1日時点）

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

(2) 高齢者を取り巻く状況

① 高齢者世帯の状況

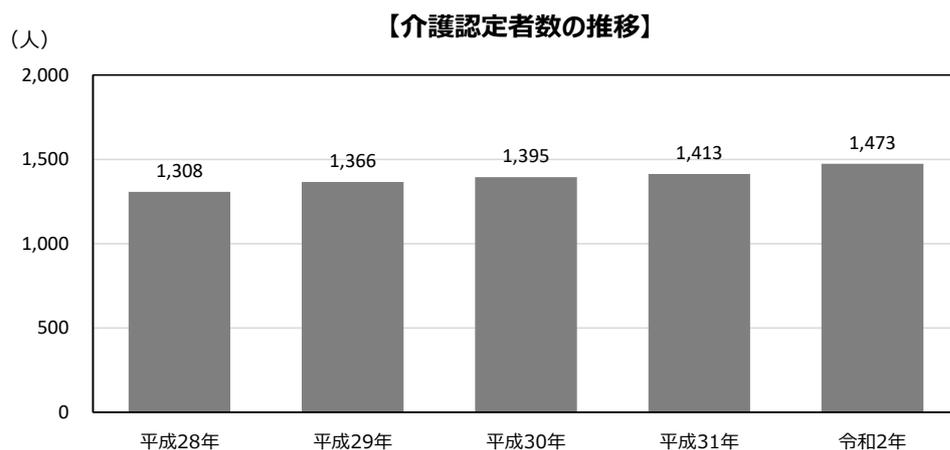
国勢調査での伊奈町の独居高齢者世帯数と高齢夫婦世帯数は、調査の度に増加しています。平成27年の独居高齢者世帯数は1,017世帯、高齢夫婦世帯は1,969世帯で、平成22年からの5年間で、それぞれ1.56倍、1.37倍となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

② 介護認定の状況

第1号と第2号の被保険者のうち、要介護と要支援の認定者を合わせた要介護認定者数は平成28年以降年々増加し、令和2年には1,473人となっています。

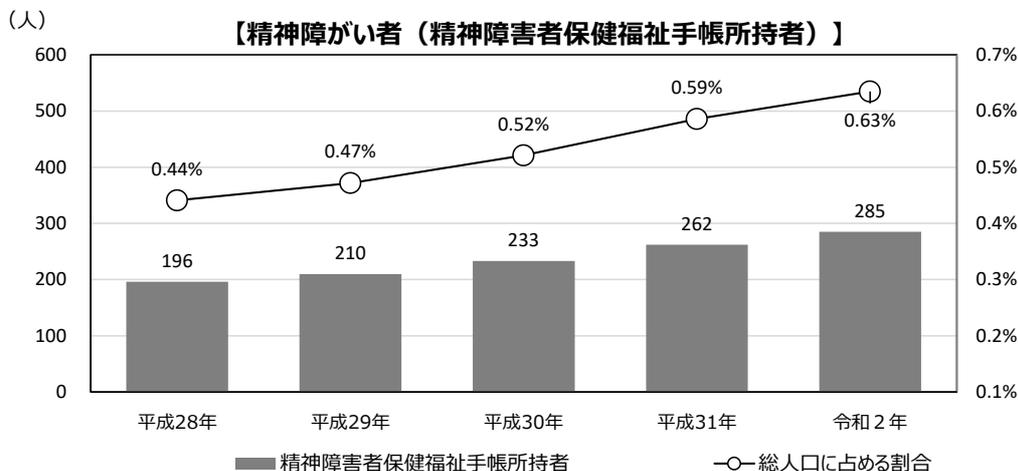
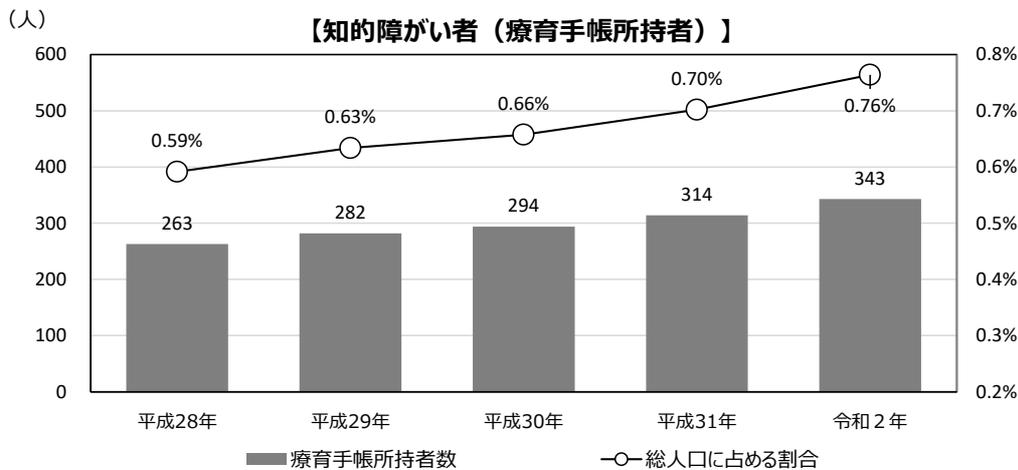
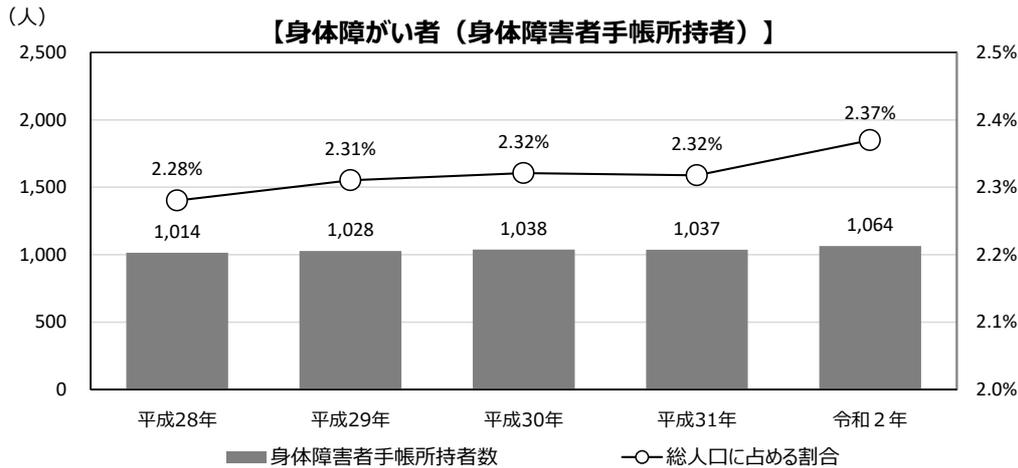


資料：介護保険事業報告年報（各年3月31日時点）

(3) 障がい者を取り巻く状況

①障がい者数の状況

伊奈町の障害者手帳所持者数は近年増加傾向にあります。総数では身体障害者手帳所持者が最も多くなっていますが、特に療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が顕著で、平成28年と令和2年を比較すると、身体障害者手帳所持者は50人の増加（1.05倍）に対し、療育手帳所持者は80人の増加（1.30倍）、精神障害者保健福祉手帳所持者は89人の増加（1.45倍）と多くなっています。



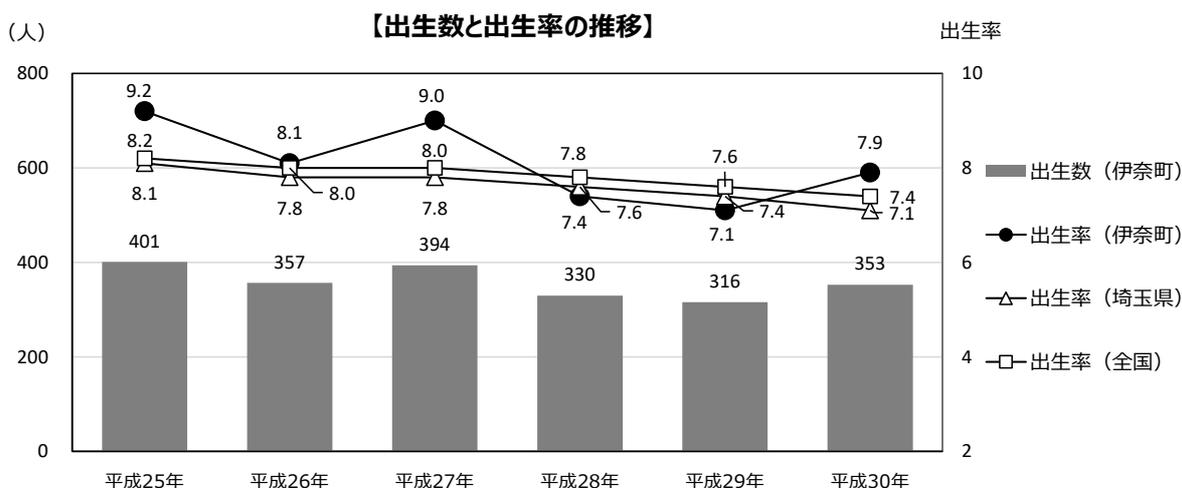
資料：伊奈町（各年3月31日時点）

(4) 子どもを取り巻く状況

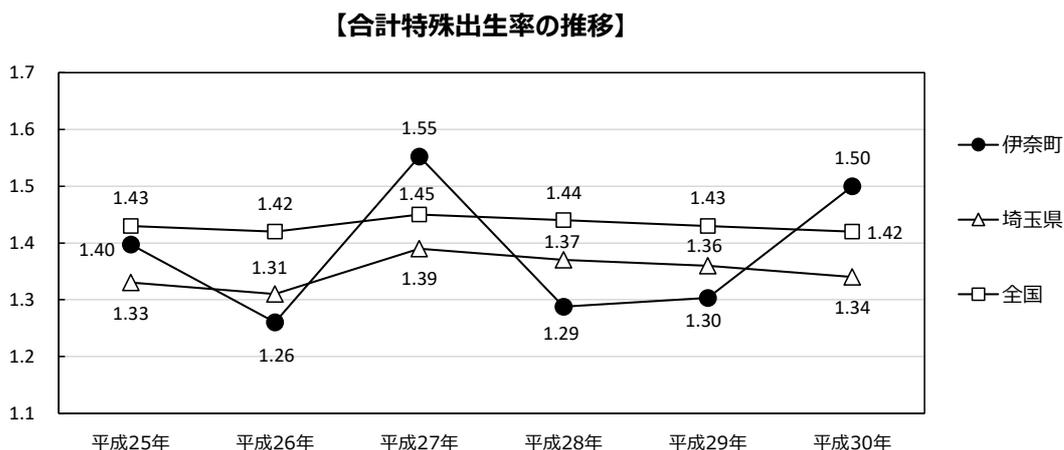
①出生数と出生率の推移

伊奈町の年間の出生数は、概ね300人台での推移となっています。出生率（人口1,000人あたりの出生数）は、近年、減少傾向にあります。

また、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの）は、伊奈町は平成27年に1.55となり全国と埼玉県を上回りましたが、平成28年と平成29年は、全国や埼玉県を下回りました。しかし、平成30年には1.50と反転し、再び全国と埼玉県を上回りました。



資料：厚生労働省人口動態統計・埼玉県人口動態総覧

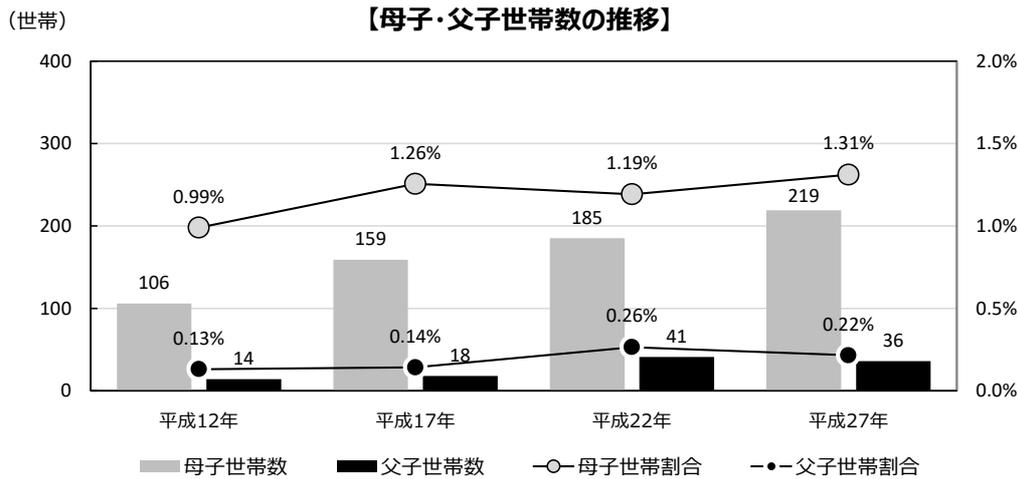


資料：埼玉県人口動態総覧

(5) 支援が必要な人の状況

①母子・父子世帯の状況

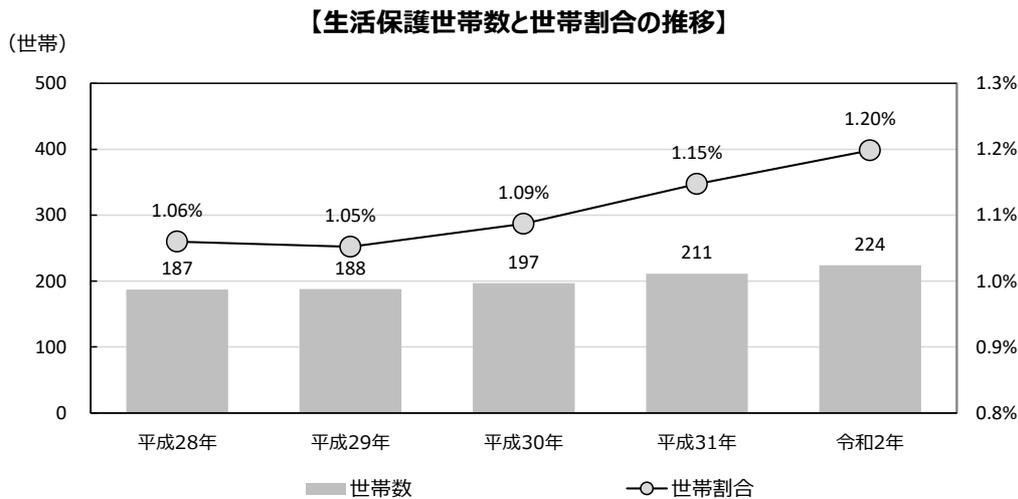
伊奈町の一人親世帯については、母子世帯が父子世帯よりも圧倒的に多く、平成27年では、父子世帯数が36に対し、母子世帯数は219となっています。また、平成27年の父子世帯数が平成22年よりも減少しているのに対し、母子世帯数は平成12年以降増加が続いています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

②生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は、平成28年以降徐々に増加しており、全世帯に占める割合も平成30年から上昇傾向が顕著となっています。

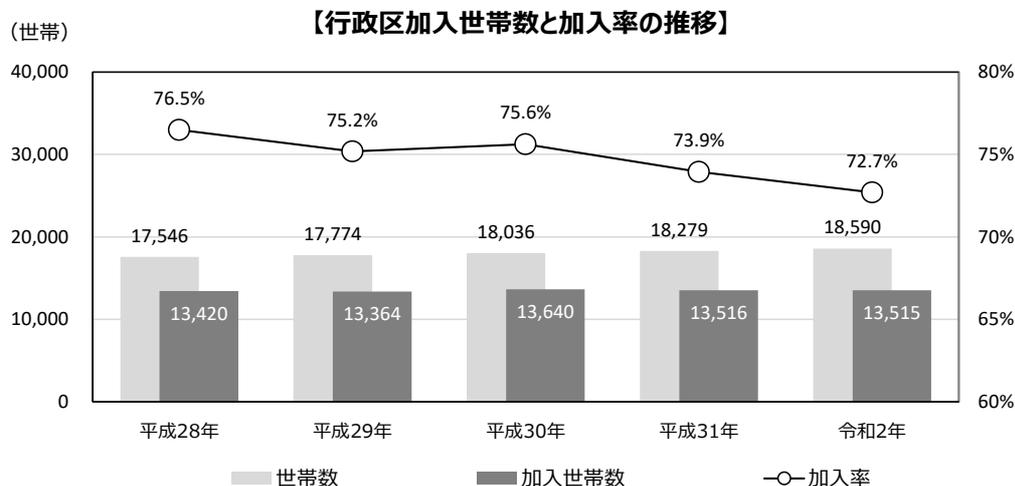


資料：伊奈町（各年4月1日時点）

(6) 地域の状況

①行政区加入世帯数及び加入率の状況

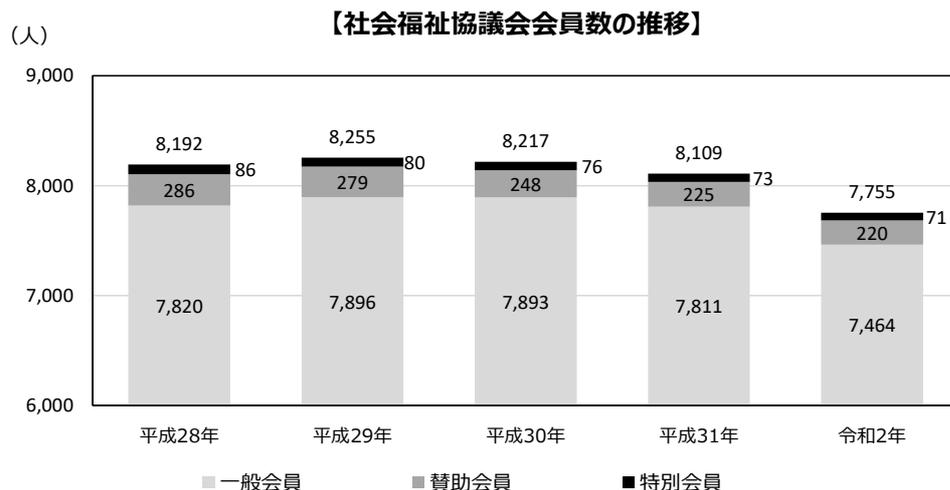
行政区への加入世帯数は平成28年以降、13,500世帯を挟んだ安定した推移となっていますが、全世帯数が年々増加しているため、加入率としては低下傾向にあります。



資料：伊奈町（各年1月1日時点）

②社会福祉協議会会員の加入状況

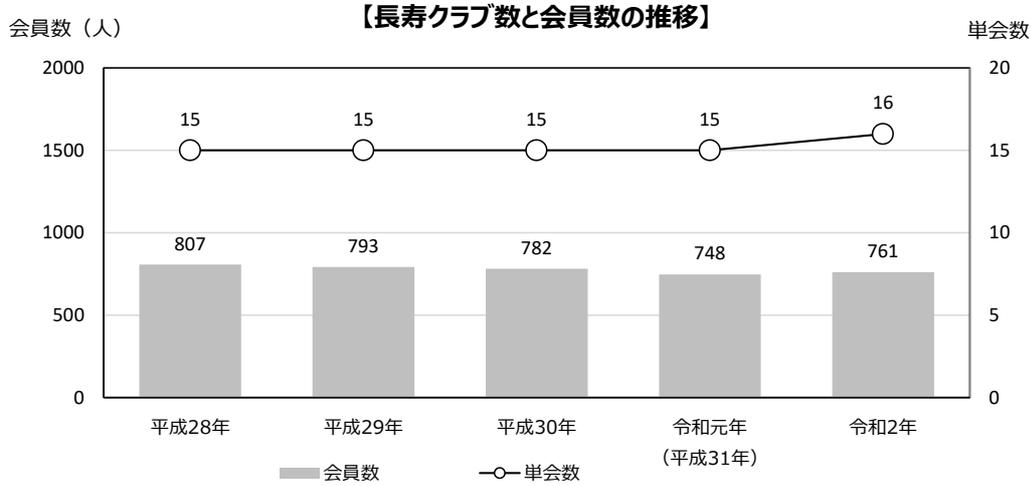
伊奈町社会福祉協議会の会員数は、平成29年をピークに減少に転じ、特に一般会員の減少が顕著になっています。



資料：伊奈町社会福祉協議会（各年3月31日時点）

③長寿クラブ数と会員数の状況

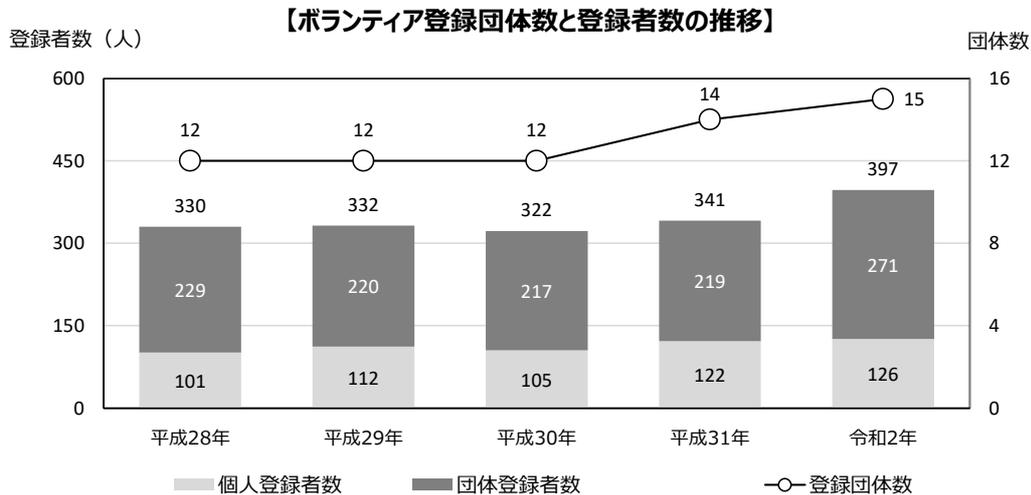
平成28年から令和2年まで、長寿クラブ数は15ないし16で安定しています。会員数は平成31年まで減少しましたが、令和2年には反転し、前年から13名増加しました。



資料：伊奈町社会福祉協議会（各年5月1日時点）

④ボランティア登録団体と登録者数の推移

ボランティア登録団体と登録者数は、平成30年までは大きな変化はありませんでしたが、平成31年から団体数、登録者数とも増加に転じています。

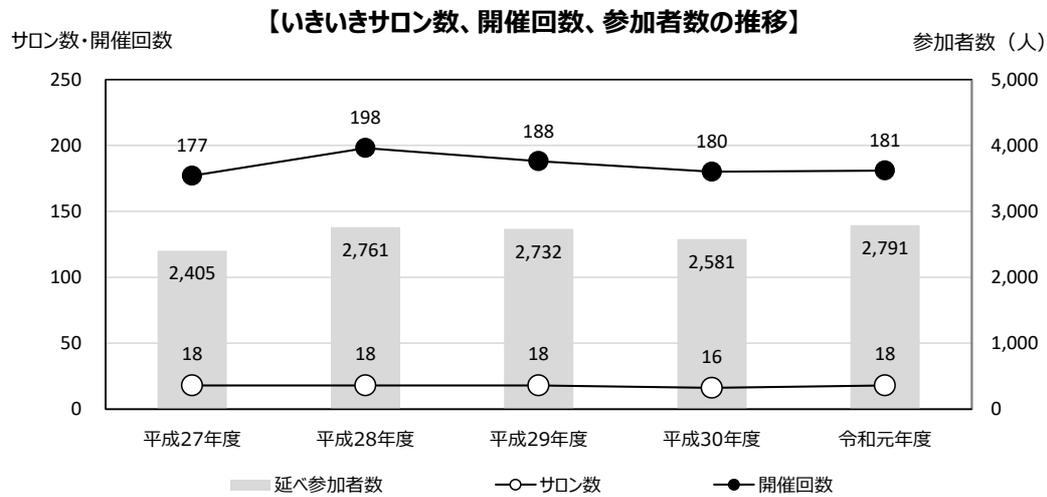


資料：伊奈町社会福祉協議会（各年3月31日時点）

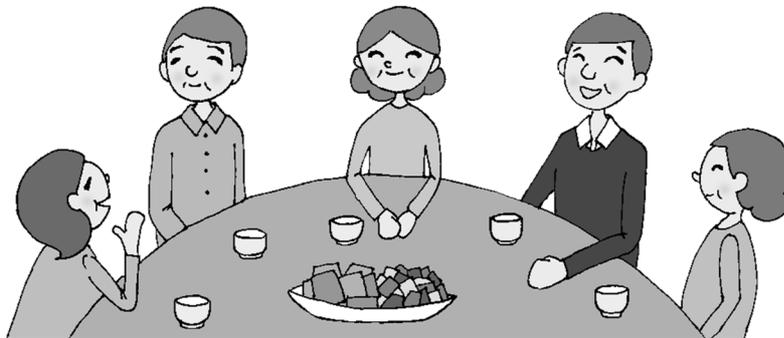
第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

⑤いきいきサロンの状況

いきいきサロンについては、サロン数、開催回数、延べ参加者数のいずれも、平成27年度以降、安定した推移となっています。



資料：伊奈町社会福祉協議会



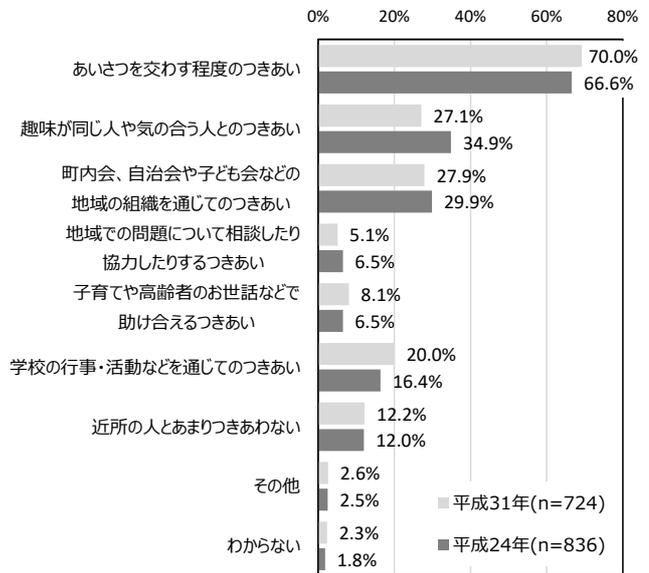
2. 福祉に関する町民の意識

(1) アンケート調査結果から

※本項では、令和2年3月に策定された「伊奈町第2期地域福祉計画」に掲載された内容を援用しております。

①地域でのおつきあいの程度

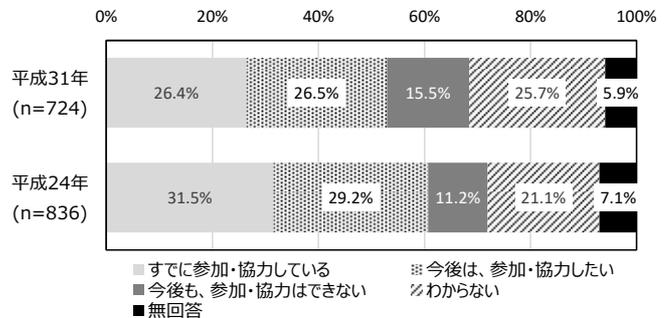
地域でのおつきあいの程度は、「あいさつを交わす程度のつきあい」が最も多く、平成31年の調査では70.0%と、平成24年の調査よりも3.4ポイント増加しており、近所づきあいの希薄化が進んでいる傾向が伺えます。



総合振興計画アンケート (H24・H31)

②地域活動への参加状況

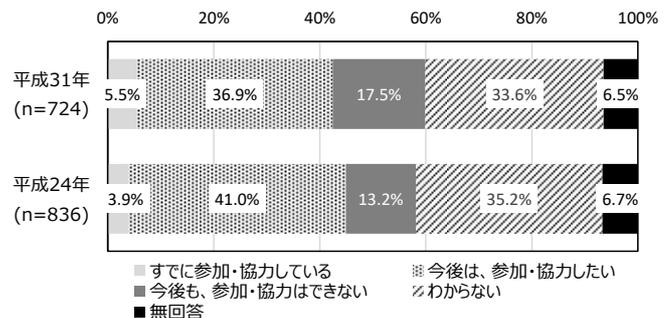
町内会や自治会、子ども会などの地域活動に「すでに参加・協力している」人は26.4%で、平成24年から5.1ポイント減少しました。また、「今後は、参加・協力したい」との回答も26.5%と平成24年よりも2.7ポイント減少しています。



総合振興計画アンケート (H24・H31)

③高齢者への生活支援への参加状況

高齢者の生活支援に「すでに参加・協力している」人は5.5%で、平成24年よりも1.6ポイント増加しましたが、「今後は、参加・協力したい」との回答は逆に4.1ポイント減少しています。

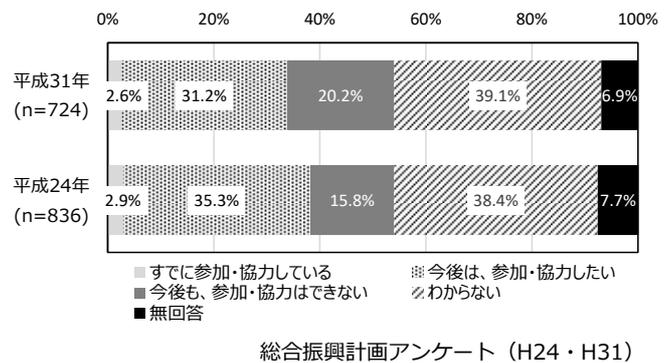


総合振興計画アンケート (H24・H31)

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

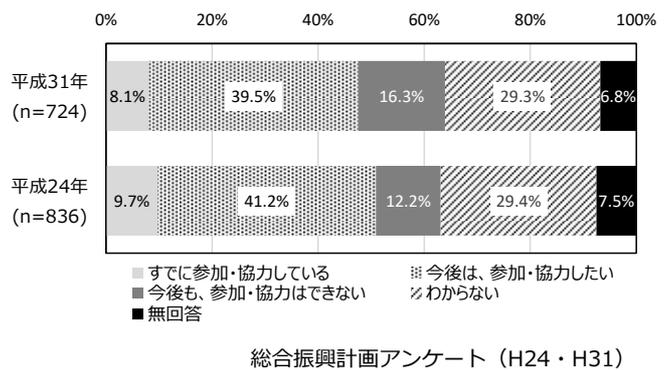
④障がい者への生活支援への参加状況

障がい者の生活支援に「すでに参加・協力している」人は平成31年と平成24年とで大きな変化はありませんが、平成31年の「今後は、参加・協力したい」との回答は、平成24年よりも4.1ポイント減少しています。



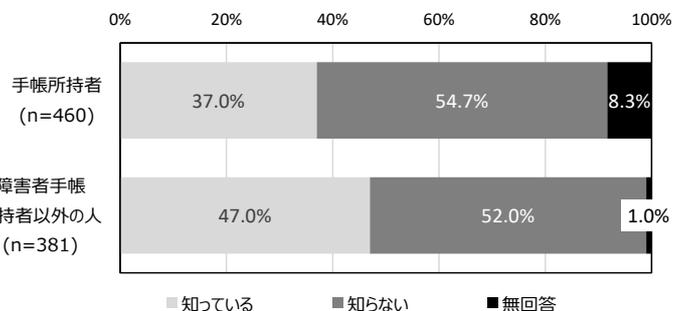
⑤地域の子育て支援への参加状況

地域の子育て支援に「すでに参加・協力している」人は8.1%で、平成24年よりも1.6ポイント減少しました。また、「今後は、参加・協力したい」との回答も39.5%と平成24年よりも1.7ポイント減少しています。



⑥「共生社会」の認知度

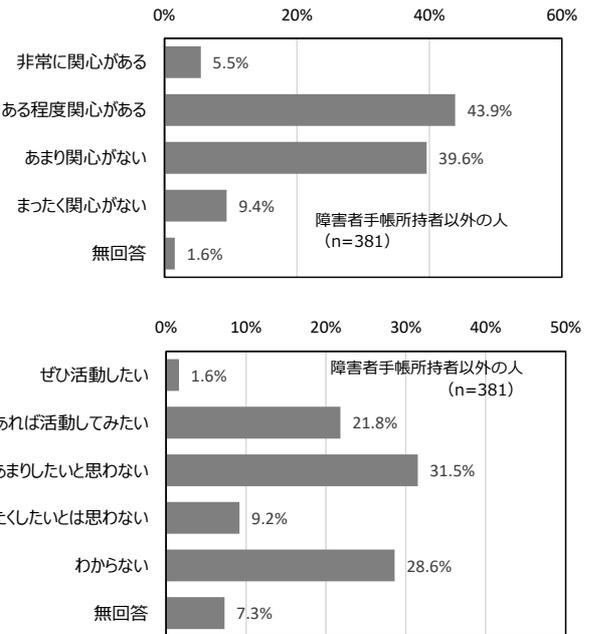
「共生社会」の考え方については、障害者手帳所持者、障害者手帳所持者以外の人ともに、半数以上の人「知らない」と回答しています。



⑦ボランティア活動への関心

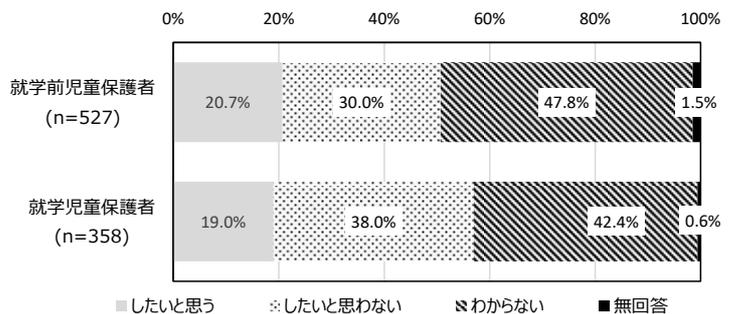
障害者手帳を持たない町民で、福祉に関するボランティア活動に「非常に興味がある」「ある程度興味がある」と回答した人は49.4%、「あまり興味がない」「まったく興味がない」と回答した人は49.0%で、興味がある人とない人の割合は半々です。

また、福祉に関するボランティア活動について、「ぜひ活動したい」「機会があれば活動してみたい」と回答した人は23.4%、「あまりしたいと思わない」「まったくしたいとは思わない」と回答した人は40.7%です。



第5期障害福祉計画等アンケート (H29)

子育ての経験をいかして子育て支援のボランティア活動を「したいと思う」人は、就学前児童保護者、就学児童保護者とも20%前後、「したいと思わない」人は、就学前児童保護者が30.0%、就学児童保護者が38.0%です。「わからない」との回答が40%以上となっています。



子ども・子育て支援に関するアンケート (H30)



(2) 地域懇談会^{※1}でのご意見から

平成29年度から町内各地区で実施している地域懇談会において、以下のとおり、様々なご意見をいただきました。

分野	ご意見
生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物が大変。身近で買い物ができるとよい。 ・ 草取りや樹木の伐採が大変。 ・ ゴミ出しの場所が遠い。 ・ 電球の交換や家具の移動が大変。 ・ 仕事と家事と子育ての両立が大変。 ・ 老老介護中。
交通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院などの外出・送迎が大変。 ・ 免許返納後の交通手段の確保が心配。 ・ 地域の循環バスが不便。「いなまる」の運行コースを検討してほしい。反対回りがあるとよい。 ・ 高齢者の運転による交通事故が心配。
安全・環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯灯が少ない。暗い道路がある。 ・ 車道・歩道の段差が大きい、歩きにくい。 ・ 交通標識が少ない、見にくいものがある。 ・ 空き家や空き地を放置されないようにできるとよい。 ・ 「子ども110番の家」が増えるとよい。 ・ 子どもの遊び場が少ない。 ・ 子育てに悩んでいる人に声をかけたい。 ・ 病気のときに助け合いたい。 ・ ゴミ捨てのマナーが悪い。ゴミ置き場のトラブル（鳥や住民同士）がある。 ・ ゴミ集積所の清掃責任をしっかりと持つ必要がある。 ・ 外国人の生活習慣が合わない。 ・ 避難場所が遠い。 ・ 災害に備えて家族情報を共有したい。 ・ 防災放送が聞き取りにくい。 ・ 飼い犬の管理（フンの始末など）をしっかりとる必要がある。
緊急時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応（一人暮らしで倒れたときなど）が心配。 ・ 緊急時の連絡先が必要。

※1 地域懇談会：支え合い・助け合いの地域づくりをすすめるために、地域住民の話し合いの場を設け、住民の方々の意識啓発を図り、住民活動のきっかけづくりとして行っているものです。

分野	ご意見
交流・見守り ・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・近所に話せる場・集える場がほしい。 ・あいさつが少ない。気兼ねなくあいさつできるまちづくりが必要。 ・世代を超えた交流や新旧住民の交流があるとよい。 ・小さな親切が集まるような仕組みがあるとよい。 ・若い人とのふれあいの場があるとよい。 ・スポーツによる交流があるとよい。 ・イベントを行なっても人が集まらない。 ・難聴者への気配りが必要。 ・アパートに暮らす人や助けを必要とする人、自治会に入っていない人の情報がない。 ・困っているが声をあげられない人への対応がむずかしい。 ・ひきこもりの人への対応をどうするかむずかしい。 ・見守りや支援を希望しない人がいる。 ・孤独死が無くなるとよい。 ・声かけはむずかしい。 ・高齢になり、班を離れた人への対応、回覧板や広報紙をどう渡すか。 ・地域をまとめるリーダーが不在。 ・役員のなり手がいない。 ・地域に出てくる男性が少ない。 ・参加者が固定化している。 ・現役世代の地域活動への参加誘導が必要。 ・地域で働く場所がない。(働く場づくりが必要) ・サロンや居場所に参加するきっかけづくり、最初の一步の後押しが必要。 ・地域の集いの情報が周知されるとよい。 ・区とのコミュニケーションがもっと必要。
健康	<ul style="list-style-type: none"> ・健康維持のアドバイスがほしい。 ・ウォーキングコースがあるとよい。 ・足腰が弱った場合の生活が不安。 ・認知症になったときの対応が心配。 ・認知症の人の徘徊に対応するネットワークを作れるとよい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や社協など、様々な組織がわかりにくい。 ・最初に相談する先がわからない。 ・相談相手がいない。 ・ボランティアがあれば参加したい。 ・趣味を生かしたい。 ・「私はこれができる」という人への働きかけが必要。

(3) 事業交流会^{※2}でのご意見から

平成30年度と令和元年度に実施された伊奈町社会福祉協議会事業交流会では、以下のとおり、テーマに沿って様々なご意見をいただきました。

テーマ	ご意見
『社協』のPR方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「社協ってなに?」「どこにあるの?」が現実なので、 <ul style="list-style-type: none"> ① 社協のニックネームを募集してみる。ゆるキャラもいいと思う。 ② 社協だよりも活動の様子を写真で紹介。町広報に出してもらおう、スペースをもらう。 ③ 活動の様子を5分くらいの映像にして福祉大会で上映する。 ④ キャッチコピーをつくり、若者を巻き込む。 ・配布物は見なければ伝わらないので、まずは何のボランティアでも関わってもらうことから。
今後必要だと思う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・間口は充分、個々を深化してください。 ・小さくても良い、歩いていけるサロンをたくさんつくってほしい。 ・講座に参加しやすいように車で送迎が必要（デイサービス並み） ・福祉大会など、大きな集まりがあるときは、臨時のバスを出してもらおう。（交通手段がないと行けない） ・老人の居場所づくりをしてほしい。 ・協力員とサロンと民生委員のつながりがほしい。 ・伊奈町以外の自治体との交流 ・若い人たちや子育てをしている人対象の集まり ・人材不足の解消、後継者を育てる事業や講座の開催。例として、 <ul style="list-style-type: none"> ① 車いすダンスや手話ダンス ② 高齢者疑似体験講座 ③ 足・指・カカトマッサージ講座 ④ スポーツ・運動（グランドゴルフ、卓球、ロコモ体操など） ⑤ いこいの場、サロンの内容の充実 ⑥ 若い人向けの講座（DIY、エクササイズ、ピラティスなど） ⑦ 空き家の活用 ⑧ 町内施設のゴミ拾い ⑨ 季節の花見や寺社めぐり ・退職者に積極的に活躍いただくための講座 ・土日を利用した企画

^{※2} 事業交流会：伊奈町社会福祉協議会の事業に携わっている団体や担い手の方々を対象とした交流会で、福祉活動の実践の中でのご意見等を伺い、さらなるネットワークの構築を目指して行っているものです。

テーマ	ご意見
今後参加してみたい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・事例紹介 ・認知症の人が増えているので、よりステップアップした講座 ・徘徊する人を探すことのできる事業を広めてほしい。 ・便利屋さん（100円～200円の有料でもいい。窓口を社協としたら安心感につながる） ・車いすダンス、手話ダンス ・認知症の講座（まだ認知症のことを家族がよく理解していない） ・ボランティアの人たちなどとの交流の場
社協への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・区行政、区役員とのタイアップ ・区に対し、福祉協力員・支援員・その他ボランティア参加者の周知と募集活動の積極要請（遠慮せず） ・施設の日曜日の開放 ・会館の無料開放。社協から区へ利用の依頼をしてほしい。 ・サロンの補助単価のアップ ・福祉協力員の増員をしてほしい。 ・ボランティアグループとサロンの交流をつないでほしい。（たとえば、サロンで手話ダンスをやってみたい） ・できれば補助金を増やしてほしい。 ・駐車場が狭い。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が行っている事業について情報が行き渡らない。 ・社協の存在と事業内容が町民に浸透していないことが問題だと思う。 ・このような情報交換の場が一番参考になりそう。

3. 福祉に関する伊奈町の課題

「地域の状況」、「福祉に関する町民の意識」から、伊奈町における福祉に関係する主な課題として以下の内容が明らかになりました。

項目	内容
人口・世帯について	総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）や、独居高齢者や高齢夫婦の世帯数、介護認定者数が徐々に高まっており、高齢者を対象とした各種の施策を、特に中部地区と南部地区の高齢化率が高いことを踏まえて推進する必要があります。
支援を必要とする人について	障害者手帳所持者、母子世帯、生活保護受給世帯など、支援を必要とする人が年々増加しています。地域で支援を必要とする人の情報が得られないとの指摘もあるなか、そうした人をどのように地域で支えていくか、検討が必要とされています。
行政区への加入・社協の会員について	行政区への加入率が低下傾向です。社会福祉協議会の一般会員数も近年減少が進んでいます。地域活動の基礎となる組織として、減少原因を把握し対策することが重要となっています。
近所のつながり・地域活動への参加について	伊奈町が実施したアンケートの結果から、近所づきあいの希薄化が進んでいること、地域活動に参加したい人が減少していることが明らかになっています。また、ボランティア団体数と登録者数は近年増加傾向ですが、アンケートではボランティアに関心があっても、実際の活動につながっていない人の存在が明らかになっています。活動意欲のある未参加者を実際の活動につなげる働きかけが必要となっています。
「共生社会」理解について	「共生社会」の考え方についての理解が町内に浸透するよう、さらなる周知活動が必要です。
地域懇談会から	地域懇談会では、高齢化に伴う移動手段の確保やゴミ出し、除草や樹木の伐採などの生活課題、道路や標識の整備、空き家や空き地、避難場所や防災放送に関すること、緊急時に備えた家族情報や連絡先の共有が、安全や環境に関する課題としてあげられています。 また、地域での交流機会の充実（集いの場の拡充、集う世代の多様化、スポーツなど多様な交流イベントなど）を求める意見が多くあげられています。さらに、地域をまとめるリーダーの育成、地域活動への新規の参加者を拡大するための働きかけの重要性が指摘されています。
事業交流会から	事業交流会では、後継者や人材発掘のための事業・講座として、高齢者疑似体験事業、若い人向けの事業など、多様な事業・講座が提案されています。また、イベントに合わせ、参加者へ提供する交通手段の確保の必要性が指摘されています。 今後、それらの内容の検討と実現に向けた取り組みが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 計画の体系

1. 基本理念

本計画は、伊奈町の地域福祉計画に呼应し、だれもが孤立することなく地域でつながりを持ち、ときに支え、ときに支えられながら日々を過ごすことのできるまちを目指し、基本理念を次のとおりとします。

だれもがつながり支え合う 伊奈

2. 基本目標

基本理念のもとで、具体的な目標を次に示す4つの柱（基本目標）に沿って体系化し、取り組みの効果的な推進を図ります。

基本目標Ⅰ ひとづくり	助け合いの思いにあふれる人を育てる
基本目標Ⅱ 地域づくり	地域に強いつながりを生み出す
基本目標Ⅲ しきみづくり	福祉サービスを住民目線で進化させる
基本目標Ⅳ 基盤づくり	社会福祉協議会の体制強化を図る



3. 計画の体系

本計画の体系は以下のとおりです。



第4章 施策の推進

基本目標Ⅰ ひとづくり	助け合いの思いにあふれる人を育てる
基本目標Ⅱ 地域づくり	地域に強いつながりを生み出す
基本目標Ⅲ しくみづくり	福祉サービスを住民目線で進化させる
基本目標Ⅳ 基盤づくり	社会福祉協議会の体制強化を図る

基本目標Ⅰ ひとつづくり

助け合いの思いにあふれる人を育てる

高齢者の増加に伴い、高齢者世帯や高齢者の単身世帯、介護や支援を必要とする人などが年々増加しています。また、障害者手帳を持つ人も増加傾向です。そうした人たちを地域できめ細やかに支えること、それは、支えられる人の現在の安心だけでなく、地域のすべての人に、いざというときにも安心して暮らし続けることができるとの確信をもたらすことにつながります。

しかし、地域懇談会や事業交流会では、「地域をまとめるリーダーがない」や「参加者が固定化・高齢化している」、「人材が不足している」など、福祉活動を推進する上での「ひと」に関する課題が提起されています。

福祉はそれを受ける人のために限定されるものではなく、自分自身を含む地域のすべての人のためであるとの意識を地域に広げ、その中から地域福祉のリーダーが生まれ・育ち、福祉活動が希望とともに循環されるよう、「ひとつづくり」を基本目標Ⅰとします。

活動目標1 福祉教育活動の活性化

児童・生徒から一般の町民に至るまで様々な人が、地域の中で、人とふれあい、ともに生きることを大切に思う心を育みます。また、地域・関係機関・団体が協働し、住民の福祉意識の醸成を図ります。

取り組みの方向性	住民・地域・団体は・・・
福祉を学ぶ	● 福祉について関心を持ち、理解を深め、我が事として考えましょう。
	● 家庭内で福祉について話し合しましょう。
	● 学んだことを発展させて地域に活かしましょう。
	● 地域住民同士で福祉を学ぶ機会を設けましょう。
	● 地域福祉向上のため、感染症対策などのルールを確認しましょう。
	社会福祉協議会の取り組み
	● 福祉に関する情報発信を行っていきます。
	● 誰でも参加しやすい研修会や講座の企画をします。
	● 町内各学校の福祉教育活動を応援します。
	● 福祉活動体験の場を積極的に紹介します。
● 地域福祉活動の担い手・人材の育成と確保に努めます。	



活動目標2 広報・啓発活動の活性化

社会福祉協議会のホームページや広報誌（社協だより）、SNS（Social Networking Service）などの媒体やイベントの活用など、様々な機会を通じて、地域の人が必要とする情報や地域福祉活動の動向を知る機会を設けます。

取り組みの方向性	住民・地域・団体は・・・	
地域福祉活動・ 動向を知る	<ul style="list-style-type: none"> ● 積極的に情報収集をし、様々な福祉情報に触れるようにしましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報を地域で共有しましょう。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で実施しているイベントなどに、社会福祉協議会を取り込みましょう。 	
	社会福祉協議会の取り組み	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの方々にわかりやすい情報を発信します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりを充実させます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページを充実させます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● SNS などを利用した情報発信のシステムを構築します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に出向いて情報を発信します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のイベントなどに積極的に参加します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉活動の啓発を目的としたイベントなどを開催します。 	
<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉活動の啓発を目的としたリーフレット・ポスターなどを作成します。 		



活動目標3 ボランティア活動の活性化

「福祉に関する町民の意識調査」によると、町民の2人にひとりにはボランティア活動に関心があり、ボランティア活動をしてみたい人は4人にひとり、活動をしてみたいか「わからない」人が3.5人にひとりいます。そうした人がボランティアに加わり、積極的に活動できるよう、活動情報の提供や協働による活動の場・機会づくりを進めます。また、ボランティア団体の連携の場をつくり、団体活動の活性化を目指します。

取り組みの方向性	住民・地域・団体は・・・
ボランティア活動を促進する	● ボランティア体験の場を活用しましょう。
	● お互いさまという考えのもと、ちょっとしたことから取り組みましょう。
	● ボランティア同士のつながりを深めましょう。
	● ボランティアの受け入れを積極的に行いましょう。
	● 災害時に何ができるかをみんなで考えてみましょう。
	● 支援の必要な人が身近にいないか気かけましょう。
	社会福祉協議会の取り組み
	● 幅広い世代のボランティア活動を応援します。
	● 幅広い世代に対するボランティア活動を活発にします。
	● ボランティア活動を気軽に行える基盤をつくります。
	● ボランティア活動の場・機会を確保します。
	● ボランティア活動に関する情報を積極的に提供します。
	● ボランティア体験教室・講座を充実させます。
● ボランティア団体などがつながる場をつくります。	
● 行政と協働して災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。	
● 多くの関係機関と連携してボランティア活動を進めます。	



基本目標Ⅱ 地域づくり

地域に強いつながりを生み出す

新型コロナウイルスの感染拡大が、人と人の対面による交流を萎縮させていますが、互いに信頼し、助け合える地域をつくるためには、交流・コミュニケーションを通じ相互理解を深めることの大切さに変わりはありません。

住民や団体からは「地域で集える場が必要」や「世代を超えた交流の場があるとよい」、「来場のための交通手段が確保された交流イベントを」などの意見が出されていましたが、コロナ禍にある現在、「安心して」交流できる場づくりが重要となっています。また、地域のつながりを確かなものとするには、住民同士だけでなく、団体や組織が必要とする連携を深めることも大切です。

基本目標Ⅱでは、そうしたことも踏まえ、居場所や交流の場づくりを進めるとともに、地域組織や団体間の連携の深化をさせ、強いつながりのある地域づくりを推進します。

活動目標1 ふれあい・交流の場との協働

地域における交流会やイベントなどを活用し、様々な世代が交流できる場をつくります。また、サロン活動の充実を図ります。さらに、自ら福祉課題に気づき、問題解決へとつなぐ仕組みをつくり、地域福祉事業の改善・進化を目指します。

取り組みの方向性	住民・地域・団体は・・・
居場所・つどいの場を広める	● 地域活動に興味を持ち積極的に参加しましょう。
	● 地域の人とつながり、生きがいを持って過ごしましょう。
	● 地域で気軽に集える居場所づくりを進めましょう。
	● 地域で抱えている問題を自分のこととして捉えましょう。
	● どのような地域に暮らしたいかを話し合しましょう。
	● 人と人とのふれあいの中で楽しく過ごしましょう。
	● 楽しく過ごすルールを共有しましょう。
	● 感染症や防犯などへの対策を図りましょう。
	社会福祉協議会の取り組み
	● 小地域での交流会・講習会・イベントを応援します。
	● 地域住民の交流促進、生きがいづくり、健康促進を図ります。
	● 地域活動やその運営に関する相談に応じます。
	● サロン活動の推進・充実を図ります。
	● 地域の特性を活かした交流の場づくりを進めます。
	● 幅広い世代が交流できる場をつくります。
	● 同じ悩み、困りごと共有のため会合の場づくりを進めます。
	● 地域住民が地域のことを話し合う地域懇談会を実施します。
● 積極的に地域へ出向き、身近な社会福祉協議会となるよう努めます。	

活動目標2 関係機関・団体との協働

地域福祉に関わる様々な機関や団体が連携を深め、より進化した協働活動につながるよう、関係機関・団体がそれぞれのニーズ把握に努めることにより、ネットワークの構築を図ります。また、行政や企業、専門機関との連携に基づいた防災・防犯活動や消費者被害防止の活動を推進します。

取り組みの方向性	住民・地域・団体は・・・
連携を深める	● 福祉活動についての情報を共有しましょう。
	● 積極的に情報交換をする機会をつくりましょう。
	● 地域の特性に合わせた活動をしましょう。
	● 他の分野の団体などと連携して横のつながりを持ちましょう。
	社会福祉協議会の取り組み
	● 福祉の専門的な機関との連携を深めます。
	● 行政との連携強化に努めます。
	● 企業などと連携します。
	● 様々な居場所やつどいの場と連携します。
	● 防災・防犯ボランティアとの連携を深めます。
	● 消費者被害防止のための活動を支援します。
	● 関係機関・団体・地域組織が気軽に集える場の情報を共有します。
	● 関係機関・団体・地域組織からの福祉活動に関する相談に応じます。
● 関係機関・団体・地域組織に対してニーズ把握会議や出前講座を実施します。	



基本目標Ⅲ しくみづくり

福祉サービスを住民目線で進化させる

社会情勢や町の様相の変化が、地域の課題に多様化と複雑化をもたらしています。そうした課題を解決するためには包括的な取り組みが必要となっており、伊奈町においても様々な福祉制度を相互に連携させ、適切な相談対応ができる取り組みがなされています。

地域懇談会では「最初に相談する先がわからない」、「相談相手がない」などの相談に関する意見や、「見守りや支援を希望しない（孤立した）人がいる」や「自治会に入っていない人の情報がない」などの意見が出されています。町の地域福祉計画と連携し、その方向性に足並みをそろえ、地域に根差した効果的な地域福祉を実現・推進することが求められる活動計画においては、そうした声にきちんと向き合い、対応していかなければなりません。

基本目標Ⅲでは、「相談」、「見守り」、「支え合い」のそれぞれについて、地域住民の声に答える体制の充実を目指します。

活動目標1 相談体制の充実

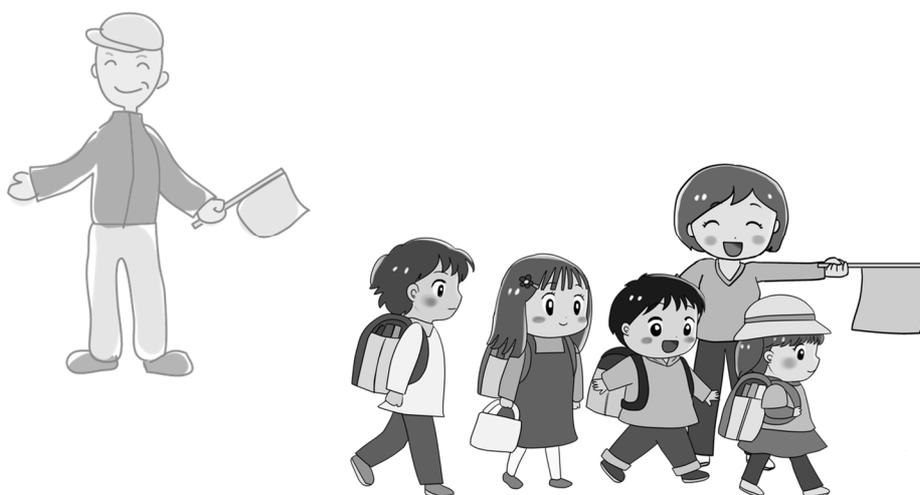
複合化する生活課題に対応する総合的な相談窓口等の体制を整備し、誰もが相談しやすい環境、地域で相談し合える環境をつくります。また、地域包括支援センターにおける高齢者からの相談対応の充実を図るとともに、権利擁護や生活困窮者の自立支援につながる相談対応の強化を進めます。

取り組みの方向性	住民・地域・団体は・・・	
相談体制を 確立する	● どのような窓口があるかを把握しましょう。	
	● 困りごと、悩みごとなどがあったら、抱え込まずに誰かに相談しましょう。	
	● 身近に困っている人がいたら、相談窓口へつなげましょう。	
	● 地域で協力できることはできる範囲で行いましょう。	
	● 気軽に相談し合える地域づくりを目指しましょう。	
	社会福祉協議会の取り組み	
	● 総合的な相談窓口を設置します。	
	● 関連機関との連携を強化します。	
	● 困りごとの早期解決または軽減が可能な仕組みづくりをします。	
	● 地域包括支援センターを充実させます。	
	● 生活困窮者等の自立支援を進めます。	
	● 成年後見制度などの利用に伴う相談体制を構築します。	
	● 一人ひとりに寄り添います。	
● 休日相談体制を充実させます。		
● 電話やメールなど対面以外の手段も活用します。		

活動目標2 見守り体制の充実

行政や関係機関との連携を深めることにより、地域における見守り体制の強化を進めます。また、隣近所との交流が少ない人も含め、地域全体で見守りができるよう働きかけを行います。

取り組みの方向性	住民・地域・団体は・・・	
見守り活動を強化する	● 日ごろから隣近所と顔の見える関係をつくりましょう。	
	● 地域での孤立を防ぎましょう。	
	● 地域ぐるみで見守り活動に取り組みましょう。	
	● 困っていそうな人がいるときは相談しましょう。	
	● 周囲の異変に気づいたらすぐに関係機関に連絡しましょう。	
	● つどいの場などに一緒に参加できるように声かけをしましょう。	
	● 困っているときは、ためらわず助けを求めましょう。	
	社会福祉協議会の取り組み	
	● 地域の動向や状況に合わせた見守り体制をつくります。	
	● 福祉協力員による見守りを充実させます。	
	● 人と関わる機会の少ない方への見守りを充実させます。	
	● 近助 ^{※3} 活動を推進します。	
	● 多くの関係機関との連携を図ります。	
	● 行政の見守り事業と連携・連動します。	
	● 見守り活動の周知に努めます。	
● 見守り活動に関する研修会などを実施します。		
● 相手の様子が見えるビデオ通話などの環境を整備していきます。		



※3 近助：“近所”と“助ける”を掛け合わせ、向こう三軒両隣の近い者同士が助け合うことを意味する造語です。公的な言葉ではありませんが、近年少しずつ認知が広がっている言葉です。

活動目標3 支え合う体制の充実

住民が主体となった支え合いの活動を推進します。また、高齢者や障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう、障がいや認知症を正しく理解するための周知活動に取り組みます。さらに、住民の権利を守るための体制を整え、権利擁護事業を推進します。

取り組みの方向性	住民・地域・団体は・・・
日常生活支援の 充実を図る	● 家族や近隣住民同士、支え、支えられましょう。
	● 制度やサービスを知り、必要に応じ利用しましょう。
	● 高齢者や障がいのある方への思いやりを大事にしましょう。
	● 認知症の症状や認知症の方への対応について学びましょう。
	● 生活を支援するサービスの内容や利用方法に関する情報を地域で共有しましょう。
	● 生活を支援するサービスについて身近な人や必要な人に教えてあげましょう。
	● 自分でできることは何かを考えましょう。
	● 担い手として事業に参加しましょう。
	社会福祉協議会の取り組み
	● 支援を必要とする人の情報収集とニーズ把握をします。
	● 住民主体の支え合いの活動を支援します。
	● 在宅福祉サービス事業の充実を図ります。
	● 高齢者や障がいのある方への理解を広めます。
	● 認知症への正しい理解を広めます。
	● できる限り住み慣れた地域で暮らせる取り組みをします。
	● 孤立、ひきこもり、虐待、貧困防止のための活動に取り組みます。
	● 福祉サービス利用援助事業を推進します。
	● 成年後見制度などの啓発をします。
● 権利擁護を目的とした支援体制づくりを進めます。	
● 権利擁護事業促進のためのセンターを設置します。	



基本目標Ⅳ 基盤づくり

社会福祉協議会の体制強化を図る

活動目標1 組織体制の安定と強化

取り組み	
事業継続計画（BCP）を作成します	● 様々なリスクに備え、事業実施の優先順位や方法を決めておきます。併せて業務手順書を整理します。
計画的な職員確保・体制づくりをします	● 各種取り組みが推進できるよう、業務効率化を検討した上で、必要に応じて職員体制を強化します。
危機管理を徹底します	● ヒヤリハット報告書を作成し、職員間で共有します。
	● 危機管理について職員間で情報共有をします。
情報通信技術やテレワークを導入します	● 必要な技術の習得と物品の購入、整備をしていきます。
	● 情報通信技術やテレワークのシステムづくりをしていきます。
災害時に備えた防災訓練を実施します	● 防災訓練に積極的に参加します。
	● 災害ボランティアセンターの設置訓練を実施します。
	● 災害備蓄品、防災用品の確保、管理を行います。

活動目標2 経営基盤の安定と強化

取り組み	
自主財源を確保します	● 社会福祉協議会会員の増強運動に積極的に取り組みます。
	● 社会福祉協議会の認知度の向上を図ります。
	● 地域や企業などに出向き、協力を募ります。
	● 収益も考慮し、事業を検討します。
赤い羽根共同募金運動を促進します	● 広報活動を積極的に行います。
	● 学校や企業などに対し、募金運動への参加を呼びかけます。
	● インターネットや飲料自動販売機などを活用した募金運動に取り組みます。
助成事業を見直します	● 慣例的な助成をやめて、助成金使途の明確化を図ります。

活動目標3 職員資質の安定と強化

取り組み	
専門性の確保・向上に努めます	● 積極的に外部研修に参加します。
	● 積極的に内部研修・勉強会を実施します。
	● 職員の資格取得を推進します。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理・評価
3. 計画の主要指標

1. 計画の推進体制

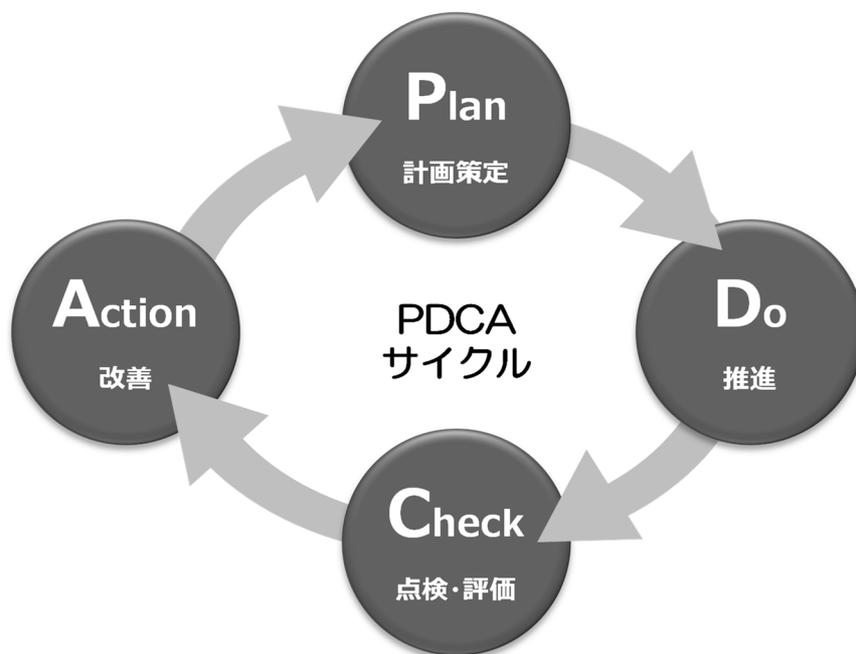
第2次伊奈町地域福祉活動計画の推進にあたっては、それぞれの取り組みについて、その担当部門・担当責任者を明確にして確実な推進を図るとともに、伊奈町や行政区をはじめとする組織、地域福祉に関係するボランティアなどの団体と密接な情報交換・情報共有を進め、取り組みがより効果的になるよう努めます。

2. 計画の進行管理・評価

本計画の進行管理においては、PDCA サイクルを用いることとします。

PDCA サイクルは、計画が策定（P：Plan）され、取り組みが一定期間推進（D：Do）されたのちに、その進捗状況を点検・評価（C：Check）し、推進状況に課題があるものや、社会情勢などの変化により取り組みの内容に変更が必要となったものなどについて改善（A：Action）を検討し再び計画に戻すというものです。

伊奈町社会福祉協議会では、担当部門による取り組みの年次評価を行ってきました。この評価に加え、従来から定期的実施している「地域懇談会」や「事業交流会」を外部の目による点検・評価の機会「C」として、PDCA サイクルを効果的に進めていきます。



3. 計画の主要指標

基本目標 I ひとづくり

助け合いの思いにあふれる人を育てる

活動目標 1 福祉教育活動の活性化

取り組みの方向性	福祉を学ぶ				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉教育講座	開催数 2回				
福祉教育講座	参加者数 30人				

活動目標 2 広報・啓発活動の活性化

取り組みの方向性	地域福祉活動・動向を知る				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イベントなどへの参加	1地区	2地区	2地区	3地区	3地区

活動目標 3 ボランティア活動の活性化

取り組みの方向性	ボランティア活動を促進する				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ボランティア登録(団体)	14団体	15団体	16団体	17団体	18団体
ボランティア登録(個人)	115人	120人	125人	130人	135人
ボランティア活動回数	1,600回	1,650回	1,700回	1,750回	1,800回

基本目標Ⅱ 地域づくり

地域に強いつながりを生み出す

活動目標1 ふれあい・交流の場との協働

取り組みの方向性	居場所・つどいの場を広める				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サロン数	19箇所	20箇所	21箇所	22箇所	23箇所
サロン開催数	190回	200回	210回	220回	230回
サロン参加人数	2,850人	3,000人	3,150人	3,300人	3,450人
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域懇談会	2地区	4地区	4地区	4地区	4地区

活動目標2 関係機関・団体との協働

取り組みの方向性	連携を深める				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
二一ズ把握会議	開催数 1回	開催数 1回	開催数 2回	開催数 2回	開催数 2回

基本目標Ⅲ しくみづくり

福祉サービスを住民目線で進化させる

活動目標1 相談体制の充実

取り組みの方向性	相談体制を確立する				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)

活動目標2 見守り体制の充実

取り組みの方向性	見守り活動を強化する				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
見守り件数	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)	↗(増加)

活動目標3 支え合う体制の充実

取り組みの方向性	日常生活支援の充実を図る				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
成年後見講座	開催数 1回	開催数 1回	開催数 2回	開催数 2回	開催数 2回

資料編

1. 計画策定の経過
2. 伊奈町地域福祉活動計画策定委員会
設置要綱
3. 伊奈町地域福祉活動計画策定委員会
委員名簿

1. 計画策定の経過

年月日	内容
令和2年8月5日（水）	第1回伊奈町地域福祉活動計画策定委員会 ・委員の委嘱 ・委員長、副委員長の選出 ・地域福祉活動計画の策定について ・地域福祉活動計画の構成について
令和2年10月2日（金）	第2回伊奈町地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉をめぐる現状と課題について ・基本理念・基本目標・計画の体系について ・その他
令和2年12月1日（火）	第3回伊奈町地域福祉活動計画策定委員会 ・「伊奈町地域福祉活動計画」施策の推進について ・その他
令和2年12月1日（火） ～12月18日（金）	福祉関係団体ヒアリング
令和3年1月13日（水）	第4回伊奈町地域福祉活動計画策定委員会 ・「伊奈町地域福祉活動計画」（素案）について ・その他
令和3年2月1日（月） ～2月19日（金）	パブリック・コメント
令和3年3月2日（火）	第5回伊奈町地域福祉活動計画策定委員会 ・「伊奈町地域福祉活動計画」（最終案）について ・その他

2. 伊奈町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

平成9年3月27日 要綱第1号

令和2年3月10日 要綱第1号

(目的)

第1条 伊奈町における地域福祉推進のために、住民の立場にたつて、福祉サービスのあり方や民間福祉活動のあり方を検討するために、伊奈町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

(1) 伊奈町地域福祉活動計画の策定に関すること

(2) その他伊奈町地域福祉活動計画の策定、推進に必要な事項に関すること

(委員会の構成及び任期)

第3条 委員会は、10名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、伊奈町社会福祉協議会（以下「伊奈町社協」という。）会長が委嘱する。

(1) 福祉活動団体等の代表者

(2) 地域福祉に関する機関等の代表者

(3) 識見を有する者

(4) 関係行政機関

(5) 伊奈町社協理事

(6) その他会長が必要と認める者

2 委員の任期は、伊奈町地域福祉活動計画の策定をもって終了とする。

(委員長の選出等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 会議に出席した委員には費用弁償を支給する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、伊奈町社協事務局において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

3. 伊奈町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：令和2年8月1日～第2次伊奈町地域福祉活動計画策定まで

(順不同・敬称略)

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	福祉活動団体等の 代表者	加藤 衛	民生委員・児童委員協議会	委員長
2		関根 清一	長寿クラブ連合会	副委員長
3		山下 國光	ボランティア団体（手話の会）	
4	地域福祉に関する 機関等の代表者	田井 義司	区長会	
5		町田 伸吉	商工会	
6		鈴木 正男	シルバー人材センター	
7	識見を有する者	山本 正美	人権擁護委員	
8	関係行政機関	松田 正	伊奈町福祉課	
9	伊奈町社協理事	加藤 洋子	伊奈町社会福祉協議会	
10		大島 恵子	伊奈町社会福祉協議会	

第2次伊奈町地域福祉活動計画

令和3年(2021年)3月

社会福祉法人 伊奈町社会福祉協議会

〒362-0809 埼玉県北足立郡伊奈町中央一丁目 93 番地

(伊奈町ふれあい福祉センター内)

TEL:048-722-9990 FAX:048-723-6575

URL:<http://www.ina-shakyo.or.jp/>
